

公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 伊 藤 隆 信

指定管理者監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく公の施設の指定管理者監査

第 2 監査の目的

指定管理者制度が法律、条例等に基づき適正かつ公平に運用されているか、施設管理に関する協定書の内容、事業報告に対する履行確認及び導入の効果の測定が適正に行われているかを検証し、今後の指定管理者制度の適正な運用に資することを目的とする。

第 3 監査の対象

対象施設	岩倉市総合体育文化センター (以下「総合体育文化センター」という。)
対象事業者	日本環境マネジメント株式会社 (以下「日本環境マネジメント㈱」という。)
担当部局	教育こども未来部 生涯学習課
監査の範囲	・平成29年4月1日から令和2年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務 ・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。

第 4 監査の期間

令和2年11月20日から令和3年1月22日まで

第 5 監査実施場所

監査委員事務局室及び総合体育文化センター

第 6 監査の実施内容等

監査の実施に当たっては、調査票及び基本協定書、年度協定書、事業報告書、決算書等の出納に係る関係書類等の提出を求め書類審査を行った。

また、監査委員により関係職員、事業者へのヒアリングを行い、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかに主眼を置いて監査を実施した。

この監査は、岩倉市監査基準に準拠している。

第 7 監査の着眼点

【 日本環境マネジメント㈱ 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。
- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。
- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。
- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等の会計経理が適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 実績報告は適時行われているか。
- (6) 市民サービスの向上が図られているか。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

- (1) 指定管理者の指定の手続が条例の定めに従い、公正に行われているか。
- (2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。
- (3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。
- (4) 「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

第8 事業の概要

1 監査対象事業者の概要

- (1) 事業者名
日本環境マネジメント(株)
- (2) 代表者
代表取締役 片山 安茂
- (3) 住所
埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目12番1号
- (4) 設立の目的
総合ビルメンテナンス業務、一般・産業廃棄物収集運搬業務
- (5) 設立年月日
1974年（昭和49年）12月25日
- (6) 従業員数（令和2年10月31日現在）
1,489人（うち臨時職員1,312人）
- (7) 事業内容
指定管理者事業、ビル総合管理事業、公園管理運営事業、廃棄物管理事業、下水道管理事業、学校サポート事業、プロポーザル事業、ファシリティ事業、その他事業

2 指定管理業務の内容

日本環境マネジメント(株)は、総合体育文化センターの指定管理者の指定を

受け、平成29年4月1日から次の業務を行っている。

- ・ 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号。以下（以下「総合体育文化センター設置管理条例」という。）第2条の目的を達成するための事業に関する業務
- ・ 総合体育文化センターの利用の許可等に関する業務
- ・ 総合体育文化センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
- ・ 総合体育文化センター設置管理条例第10条に規定する使用料及び物品売払代金の収納に関する業務
- ・ 以上のほか、教育委員会が必要と認める業務

（１）指定管理の事務手続等

公の施設の管理に係る条例、施行規則等の諸規定	・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 ・ 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市教育委員会の所管する岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則 ・ 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例 ・ 岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則	
基本協定書締結年月日	平成29年3月17日	
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日	
選定方法	公募型プロポーザル方式	
指定管理料	令和元年度	平成30年度
予算額	61,650,000 円	61,888,000 円
決算額	60,521,339 円	61,558,271 円
実績報告書提出日	令和2年4月30日	平成31年4月26日

（２）協定の内容等（令和元年度）

修繕料	修繕料の費用負担区分	日常的な小規模修繕等のうち、1件につき30万円以下のものについては、指定管理者が指定管理料の中で実施する。（30万円を超えるものについては、市が実施する。）
	30万円を超える修繕料（市負担分）の実績	・ 空調設備修繕 756,000 円 ・ 卓球室床修繕 821,880 円 ・ 非常通報装置機器取替修繕 462,000 円 ・ 西面入口土間タイル修繕 280,500 円※ ・ 鋼製建具修繕 85,800 円※ ・ 西面外壁タイル修繕 319,550 円 ・ 高圧気中開閉器取替修繕 908,600 円 ・ 東側屋外階段及び2階玄関修繕 4,180,000 円 計 7,814,330 円 ※建築基準法第12条に基づく定期調査及び定期検査報告の結果、修繕が必要となったため、基本協定書第12条第1項の

		規定に基づき市が実施したもの。
	修繕料の精算額	市への返還額 46,444 円（令和2年5月19日）
光熱水費	光熱水費の費用負担区分	光熱水費は指定管理料の予算内に含まれ、事業終了後に実績により精算する。
	光熱水費の精算額	市への返還額 1,082,217 円（令和2年5月19日）
備品購入費	備品購入の費用負担区分	市の負担
	備品購入の実績	卓球台 4 台 449,280 円 4 段 8 人用ロッカー、アジャスター4 台 322,960 円 トレッドミル、プルダウン 各 1 台 2,797,200 円 はなのき広場物置 237,600 円 計 3,807,040 円
その他	利用料金制度	採用していない。

（３）収支状況（令和元年度）

区分		予算額（A）	決算額（B）	（B） / （A）
（収入内訳）	収 入	76,541,000 円	69,238,826 円	90.46%
	指定管理料	61,650,000 円	60,521,339 円	
	利用料金収入	0 円	0 円	
	自主事業収入	14,891,000 円	8,609,239 円	
	その他	0 円	0 円	
	自動販売機電気使用料	0 円	108,248 円	
（支出内訳）	支 出	76,541,000 円	73,759,859 円	96.36%
	人件費	22,000,000 円	24,207,990 円	
	事務関連費	2,136,000 円	2,195,701 円	
	施設維持管理費	21,418,000 円	20,129,512 円	
	光熱水費（総合体育文化センター）	15,350,000 円	14,405,084 円	
	光熱水費（はなのき広場）	150,000 円	12,699 円	
	自動販売機電気使用料	0 円	108,248 円	
	修繕料（総合体育文化センター及びはなのき広場）	2,154,000 円	2,107,556 円	
	一般管理費	1,200,000 円	1,200,000 円	
	事業費	12,133,000 円	9,393,069 円	

(4) 指定管理料の支払状況（令和元年度）

	支 払 額	請 求 日	支 払 日
第1期	5,137,000 円	令和元年5月10日	令和元年5月31日
第2期	5,137,000 円	令和元年6月17日	令和元年7月5日
第3期	5,137,000 円	令和元年7月12日	令和元年7月31日
第4期	5,137,000 円	令和元年8月15日	令和元年8月30日
第5期	5,137,000 円	令和元年9月17日	令和元年10月10日
第6期	5,137,000 円	令和元年10月17日	令和元年10月31日
第7期	5,137,000 円	令和元年11月15日	令和元年12月5日
第8期	5,137,000 円	令和元年12月12日	令和元年12月27日
第9期	5,137,000 円	令和2年1月15日	令和2年1月31日
第10期	5,137,000 円	令和2年2月12日	令和2年2月28日
第11期	5,137,000 円	令和2年3月10日	令和2年3月31日
第12期	5,143,000 円	令和2年3月31日	令和2年4月24日
計	61,650,000 円		

※ 令和2年5月19日に、精算により1,128,661円を戻入している。

(5) 施設利用者数

(単位：人)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
29年度	21,847	26,629	34,723	32,838	39,352	35,308	
30年度	28,439	23,897	23,400	24,247	32,173	28,763	
元年度	21,444	27,078	34,478	30,609	38,125	28,864	
増減 (元-30)	▲6,995	3,181	11,078	6,362	5,952	101	
年 度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
29年度	31,823	56,805	30,676	26,878	31,685	32,253	400,817
30年度	32,940	57,507	37,380	28,801	36,327	30,875	384,749
元年度	26,287	57,354	36,689	26,899	25,294	0	353,121
増減 (元-30)	▲6,653	▲153	▲691	▲1,902	▲11,033	▲30,875	▲31,628

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年2月29日から同年3月31日まで閉館している。

第9 監査の結果及び意見

総合体育文化センターの指定管理業務に係る出納、事務の執行状況、所管課の指導状況等についての監査の結果及び意見は次のとおりである。

【 日本環境マネジメント㈱ 】

- (1) 協定書に従い施設を適切に管理しているか。

施設は、協定書に従い概ね適切に管理されていた。

- (2) 現金の管理及び使用料の減免の手続は適正になされているか。

施設の使用料や講座受講料等の収受した現金及び収受業務に必要な釣り銭は、適切に保管しているとの報告を受けた。

使用料の減免については、総合体育文化センター設置管理条例第12条、岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則（以下「総合体育文化センター管理運営規則」という。）第11条及び基本協定書第7条第2項に定める岩倉市総合体育文化センター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）11（指定管理者と市の責任分担）及び業務仕様書16（使用料の減免）に規定されている。

業務仕様書11では、「使用料金の還付及び減免に関する業務は指定管理者の責任である」としている。しかし、総合体育文化センター設置管理条例において、使用料の減免及び還付は指定管理者に管理を行わせる場合に指定管理者に適用させることができる事務となっておらず、市の責任に属するものであるので注意してほしい。なお、指定管理者は、総合体育文化センター管理運営規則第11条別表の減免基準に該当するかの確認をあらかじめ市から提供を受けた減免の対象となる者が記載された一覧表に基づき確認しており、この一覧表にない者から減免申請が出された場合は、その都度市に照会しているとのことであった。

- (3) 指定管理料の請求・収受は適正になされているか。

指定管理料は、年度協定書第3条第2項の規定により、12期に分けて支払われている。事務手続の遅延はなく、請求・収受は適正になされていた。

- (4) 指定管理業務に係る出納関係帳簿の記帳等、会計経理が適正になされ他の事業との会計区分は明確になっているか。

日常業務に使用している収入帳簿の確認をした。指定管理者は、複数の担当者で記帳内容と現金の一致を確認していた。

また、指定管理業務に係る出納と他の事業の会計は、区分して管理していた。なお、施設の維持管理に係る委託料等、一部の支払は指定管理者の本社から支払が行われているものもあった。

(5) 実績報告は適時行われているか。

基本協定書第18条の規定に基づき、事業報告書は、年度終了後30日以内に提出されていた。

(6) 市民サービスの向上が図られているか。

指定管理者は、総合体育文化センターの利用者へのアンケートを行い、施設の使いやすさ、接遇等の満足度を評価していただくとともに要望を聴き改善に努めている。また、トレーニング室利用者や自主事業に参加した方を対象にしたアンケートも行いサービス向上に努めていた。

令和元年度には、総合体育文化センターを利用する団体の代表者及び個人の12人を委員に選出し、意見を聴く利用者懇親会が1回開催されていた。ここでは、施設や備品への改善要望や、その他の個別の課題について協議され、意見等の把握に努めていた。

また、指定管理者が「IWAKURA.fit」と名付けて実施している健康教室は、年ごとに教室数及び参加者が増加し、市民に健康習慣を根付かせる効果を生んでおり、「お笑い」と「音楽」をテーマにした自主事業である文化振興事業が毎年開催され、市民サービスの向上が図られていた。

(7) その他

総合体育文化センター施設内の管理状況を確認したが、1階西側の入口に隣接するふれあいホール付近に多くの長机といすが置かれている状況であった。指定管理者からは、この長机やいすは使用頻度が高いため所定の場所にしまわずに出しておいた方が効率的という説明を受けたが、この場所は施設の利用者が容易に近づくことができ、かつ、事務所からの目が届きにくい場所である。盗難や破損、万一の事故を防ぐため、これらの物を出したままにしておくことなく、所定の場所に収納するようにしてほしい。

また、基本協定書第14条には、毎年度事業計画書を提出するに当たり業務責任者を明らかにすることが定められ、同協定書第17条では職員名簿を提出することになっているが、いずれもなされていなかった。これらは、市が指定管理者の適正な運営を期すために必要な事項であるので、事業計画書への業務責任者の記載と職員名簿の提出を行っていただきたい。

【 教育こども未来部 生涯学習課 】

(1) 指定管理者の指定の手續が条例の定めに従い、公正に行われているか。

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式を採用した。公募に応じた2事業者のヒアリング及び指定管理者選定委員会の意見聴取により指定管理者の候補者として日本環境マネジメント㈱を選定し、岩倉市公の施設

に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により平成28年12月20日に議会の議決を経て、同条例第5条の規定により平成28年12月28日に指定管理者として告示した。

公募の告示から指定の告示までの手続は、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に従い適正であった。

(2) 指定管理者は当施設の管理に適した組織、経験等を有するか。

当該指定管理者は、平成29年4月1日から指定管理者として当施設の管理・運営をしている。当該指定管理者は、他自治体でも多くの体育施設・文化施設の指定管理者の実績を持ち、そこで得た経験を当市の指定管理業務に活かしている。

また、総合体育文化センター施設管理に係る各種委託契約や自主事業の出演者の調整等は本社で行い、修繕や消耗品の購入、日常清掃等は総合体育文化センターに勤める職員が行う等、効率性を考慮しながら指定管理業務に当たっている。また、指定管理者が市に月次報告を行う際には指定管理者の本社社員も同席し、指定管理者の本社と現場の情報共有を図っている。

(3) 経費の区分等必要事項が適正に記載されている協定書が締結されているか。

平成29年3月17日に基本協定書を締結し、平成30年3月28日に総合体育文化センター維持管理業務に特殊建築物定期点検業務を始め3業務を加える変更協定書を締結している。また、年度ごとに指定管理料等についての年度協定書を締結している。

基本協定書において、以下の点について検討を要望する。

① 第7条（管理運営業務の内容）

ここでは、指定管理者が行う管理運営業務を列挙しており、この詳細は業務仕様書に定めている。業務仕様書では、指定管理者は公共施設予約システム等により総合体育文化センター及び他のスポーツ施設（野寄テニスコート、岩倉北小学校運動場照明施設、南部中学校運動場照明施設、市立体育館、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場）の利用許可を行い、総合体育文化センター及び他のスポーツ施設（使用料を徴収していない市立体育館、石仏スポーツ広場及び野寄スポーツ広場を除く。）の使用料の徴収及び収納を行うと規定している。

しかし、野寄テニスコートについて定めた岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例、岩倉北小学校運動場照明施設及び南部中学校運動場照明施設について定めた岩倉市立学校照明設備使用料条例、岩倉市立体育館について定めた岩倉市立体育館の設置及び管理に関する条例、石仏ス

スポーツ広場及び野寄スポーツ広場について定めた岩倉市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例には、指定管理者がこれらの施設の利用許可や使用料の徴収・収納をすることができると規定されていない。指定管理者が行うことができる業務は、条例に基づき定められたものに限られるので、関係する条例等の改正を行う必要がある。

また、総合体育文化センターに属する施設であるはなのき広場は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書中の「使用する室名又は場所」の一覧に記載されていないため、申請により使用することができる施設であるかが利用者にとってわかりづらい。指定管理者は、はなのき広場についても申請書の提出を受け使用を許可しているが、この様式を定めている総合体育文化センター管理運営規則を改めて使用する室名又は場所に記載することにより、利用の手続をより明確にすることが必要である。

②第11条（財産の管理）

基本協定書において、市は、自らが所有する管理運営に係る財産の台帳を整備し、指定管理者に貸与する備品等を明らかにすると定められているが、市はこの台帳を整備していない。

この台帳は、指定期間中の貸与された備品の管理状況を把握するための基本的な資料になるものであり、指定期間後に指定管理者から返還を受け際にもその管理状況の把握のため必要となる資料である。ついては、この意義を理解し、台帳を整備することが必要である。

- （４）「指定管理者モニタリングマニュアル」に従い、管理の状況及び効果を実績報告書等によりの確に把握し、その履行確認、効果の測定が適正に行われているか。

「指定管理者モニタリングマニュアル」に基づく指定管理者、施設所管課及び指定管理者評価等委員会による評価は、このマニュアルに基づく取組が始まった平成30年度から適切に実施されている。

なお、このマニュアルは、指定管理者の「履行の確認」、「サービスの質の評価」及び「サービスの安定性の評価」を確認する仕組であるが、マニュアルでは「サービスの安定性の評価」を図る指標の１つに事業収支を挙げている。総合体育文化センターの事業収支は、「市からの指定管理料収入と自主事業による収入の計」から「施設の管理業務に要する費用と自主事業による費用の計」を控除した額が指定管理者の利益になる仕組である。当該指定管理者の指定期間である平成29年度から令和元年度までの収支をみると、年により差があるものの、自主事業に係る収入が当初見込を下回っているため、支出が収入を上回る状況が続いている。自主事業に係る収入について、指定管理者に

よれば、自らが持つノウハウを生かし利益を出すことを目指すものの、チケット販売等の不確定要素があるため見込んでいた収入に達しないこともあるとの説明であった。支出が収入を上回る状況が続けば、結果としてサービスの安定性が保たれなくなるおそれがある。マニュアルにおいても、「赤字の場合は、管理継続面での課題を解決し、黒字化のための方策を協議する」とあるので、できるだけ黒字化が図られるような策を双方で協議していただくことを望まれる。

(5) その他

営利行為又は商業宣伝行為を目的として総合体育館（アリーナ）を使用する場合は、総合体育文化センター設置管理条例別表第2備考3の規定に基づき、同表に規定する使用料の15倍の額を徴収することになっている。このことについて、指定管理者からの聞き取りによれば、使用の申請の際に営利行為又は商業宣伝行為を行う旨の申し出を受けた場合に15倍の額を徴収する取扱いをしているが、申請時にこの申し出がなければ別表第2の額を徴収しているとのことであった。しかし、申請の際、営利行為又は商業宣伝行為を行う旨の申し出がないにもかかわらず、営利行為又は商業宣伝行為を行っている団体が一部に存在するとのことであった。これが常態化すれば、公平性を欠く取扱いにつながるので、例えば申請の際に誓約書を添付させる等、利用の実態に基づく適正な使用料徴収の仕組作りを研究してほしい。

第10 総括

今回の監査対象は、平成29年度から総合体育文化センターの指定管理者として指定されている日本環境マネジメント㈱であったが、日々の運営業務に大きな問題は発生していなかった。

一方、先に述べたように、基本協定書において使用料の減免及び還付が指定管理者の責任であると定めていることや、指定管理者が行うことが認められていない野寄テニスコート等の体育施設の利用の許可や使用料の徴収・収納の業務を指定管理者に行わせる等一部に不適切なものがあった。特に後者については、早急に条例を改める等の対応を要するものである。

また、指定管理者の事業収支の改善についても先に述べたところである。これに関連し、指定管理者が業務を行う上での利益を恒常的に得やすくするための方策として、使用料制を利用料金制に改めることを研究してはどうか。利用料金制にすれば、指定管理者は施設の利用料金の設定を条例で定められた上限を超えない範囲で行うことができ、これを指定管理者の収入として直

接收受することができる。総合体育文化センターは、「スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るとともに文化芸術の振興に寄与する」

（総合体育文化センター設置管理条例第2条）ために設置され、多様な目的で利用されている施設である。また、アリーナやホールを有する当市で最も規模の大きな施設である。指定管理者が施設ごとの需要と供給のバランスを見極めて利用料金を定めることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなると共に、施設稼働率の向上につながり市民サービスがさらに向上する可能性がある。

総合体育文化センターは、平成22年度まで直営による管理を行ってきたが、平成26年度から指定管理者制度を導入し、平成29年度からは現指定管理者が指定を受け現在に至っている。そして、令和3年度は、現指定管理者の指定期間の最終年度に当たる。前指定管理者の期間を含めれば指定管理実施の期間は7年を経過するので、総合体育文化センターの指定管理者制度実施に関する一定のデータが蓄積されると考えられる。そこで、この機会に指定管理者制度の導入の目的である住民サービスの向上と経費の削減が達成されているかを検証し、よりよい施設管理の方法を研究することが必要であると考え

令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、総合体育文化センターを始めとした市の主な公共施設は長期間の休館を実施した。そして、利用再開後も、消毒の徹底、利用者数の制限、万一に備えた利用者の連絡先の把握等、その時々々の感染状況等に応じた対応は今も続いている。このような事前に想定できない状況下で、市と指定管理者が適宜の判断を求められる場面は多くあったはずである。そして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けた対応は続くと思われるので、これからも市と指定管理者が密接に連携をとり、それぞれの責任を果たした上で協力して業務に取り組むことを望むものである。

岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例

平成元年12月25日条例第20号

改正

平成7年3月31日条例第7号

平成22年12月27日条例第27号

平成25年3月28日条例第21号

平成31年3月27日条例第12号

令和元年9月30日条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興並びに市民の体力及び健康の増進を図るとともに文化芸術の振興に寄与するため、センターを設置する。

(名称、施設の区分及び位置)

第3条 センターの名称、施設の区分及び位置は、別表第1のとおりとする。

(利用時間)

第3条の2 センターの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条の3 センターの休館日は、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は臨時に休館することができる。

(職員)

第4条 センターに職員を置くことができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。

(2) その他管理上支障があると認めたとき。

(特別の設備)

第7条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別な設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第9条 教育委員会は、利用者が前2条の規定に違反したときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

2 市長は、公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第10条 利用者は、別表第2及び別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 納付された使用料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、還付しない。

(1) 第9条第2項の規定により市長が公共の福祉のために許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が教育委員会の承認を受けて利用の中止をしたとき。

(3) 災害等特別の理由により利用の中止をしたとき。

(使用料の減額)

第12条 市長は、公用に供するとき又は公益上特に必要があると認めるときは、第10条に定める使用料を減額することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者が、故意又は過失によって建物、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、センターの管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 指定管理者の指定の手続等については、岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年岩倉市条例第25号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 第2条の目的を達成するための事業に関する業務

(2) センターの利用の許可等に関する業務

(3) センターの建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

(4) 第10条に規定する使用料の収納に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 第14条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

(2) 利用者等に対して適切なサービスを行うこと。

(3) 利用者等に対して不当な差別的扱いをしないこと。

(4) センターの建物、設備、備品等の保全を適切に行うこと。

(5) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準

(指定管理者に管理を行わせる場合の規定の適用等)

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の2ただし書中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めるときは、岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けて」と、第3条の3ただし書中「教育委員会が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認

めるときは、教育委員会の承認を受けて」と、第5条から第9条まで及び第11条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 岩倉市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定し、又は同条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによりセンターの管理者に変更があった場合において、変更前のセンターの管理者により行われた第5条の規定による許可は、変更後のセンターの管理者により行われたものとみなす。

(雑則)

第18条 この条例に定めるもののほか、センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成2年4月22日から施行する。

附 則 (平成7年条例第7号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月27日条例第27号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。改正後の別表第2及び別表第3の規定は、平成23年7月1日の利用に係る使用料から適用する。

附 則 (平成25年3月28日条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日条例第12号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 この条例(第6条(照明設備1面に係る部分に限る。)、第7条(総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。))及び第13条の規定を除く。)による改正後の各条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にその利用又は使用を許可するものについて適用し、施行日前に利用又は使用を許可したものについては、なお従前の例による。

- 3 第6条(照明設備1面に係る部分に限る。)による改正後の岩倉市テニスコートの設置及び管理に関する条例及び第7条(総合体育館の個人利用の回数券に係る部分に限る。)による改正後の岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

名称	施設の区分	位置
岩倉市総合体育文化センター	総合体育館	岩倉市鈴井町下新田123番地
	多目的ホール	岩倉市鈴井町下新田123番地
	ふれあい会館	岩倉市鈴井町下新田123番地
	はなのき広場	岩倉市鈴井町下新田117番地

別表第2（第10条関係）

利用時間			昼間				夜間		全日	
			午前 9 時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後 1 時 から午後 3時まで	午後 3 時 から午後 5時まで	午後 5 時 から午後 7時まで	午後 7 時 から午後 9時まで	午前 9 時か ら午後 9 時 まで	
利用区分										
総合体育館	専用利用	アリーナ	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 2,560	円 3,360	円 3,360	円 16,960	
		柔道場	640	640	640	640	740	740	4,040	
		剣道場	640	640	640	640	740	740	4,040	
		卓球室	960	960	960	960	1,120	1,120	6,080	
		親子リズム室	640	640	640	640	740	740	4,040	
	アリーナ面貸し利用	全面	2,560	2,560	2,560	2,560	3,360	3,360	16,960	
		1／2面	1,280	1,280	1,280	1,280	1,680	1,680	8,480	
		1／4面	640	640	640	640	840	840	4,240	
		1／8面	320	320	320	320	420	420	2,120	
	個人利用	大人	1人1回	100	100	100	100	100	100	
			回数券 1冊（11 枚綴り）	1,000						
		中学生 以下	1人1回	50	50	50	50	50	50	
			回数券 1冊（11 枚綴り）	500						
		トレー ニング 室（高 校生以 上）	1人1回	210						
			回数券 1冊（11 枚綴り）	2,100						
	シャワー 1回			50						
多目的 ホール	一般利用		2,340	2,340	2,340	2,340	2,990	2,990	15,340	
ふれあい 会館	会議室		320	320	320	320	320	320	1,920	
	研修室		320	320	320	320	320	320	1,920	
	ふれあいホール（専 用利用に限る。）		640	640	640	640	640	640	3,840	

備考

- 1 個人利用については、柔道場、剣道場、卓球室、親子リズム室及びトレーニング室とする。
なお、当該施設を専用利用できる日は、教育委員会が別に定める。
- 2 入場料又はこれに類するものを徴する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
ただし、条例第12条の規定により、減額された団体については、この限りでない。
- 3 営利行為又は商業宣伝を目的とする場合は、この表に定める使用料の15倍（多目的ホール及びふれあい会館については3倍）の額とする。ただし、条例第12条の規定により、減額された団体については、この限りでない。
- 4 多目的ホールで冷暖房設備を使用する場合は、この表に定める使用料に1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、3,200円を加算する。

別表第3（第10条関係）

区分	附属設備	単位	使用料（1回当たり）
アリーナ	舞台（演台等含む）	1基	円 530
	放送設備	1式	530
多目的ホール	放送設備A（マイクロホン5本以内）	1式	530
	放送設備B（マイクロホン6本以上）	1式	1,060
	音響反射板	1式	3,200
	16mm映写機	1台	2,130
	スライド映写機	1台	530
	ピアノ	1台	2,130
	電子ピアノ	1台	1,060
	エレクトーン	1台	1,060
	演台（花台、司会者台含む。）	1式	530
	金屏風	1双	530
	銀屏風	1双	530
	照明設備A	1式	2,130
	照明設備B	1式	4,270

備考

- 1 附属設備の使用料は、別表第2に掲げる利用時間ごとに徴収する。全日の場合は、6回とする。
- 2 照明設備Aの内訳は、ボーダーライト1列、センタースポットライト1台、アップーホリゾンライト1列、ローアホリゾンライト1式、シーリングライト1列とする。
- 3 照明設備Bの内訳は、照明設備Aの他、ステージスポットライト8台、フットライト1列、フロントサイドライト1式、第1、第2サスペンションライト各1列とする。

岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則

平成2年2月20日教委規則第2号

改正

平成7年3月31日教育委員会規則第2号

平成16年4月22日教育委員会規則第2号

平成21年3月27日教育委員会規則第8号

平成23年3月25日教育委員会規則第3号

平成25年6月20日教育委員会規則第1号

平成31年3月29日教育委員会規則第2号

令和元年9月30日教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例（平成元年岩倉市条例第20号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、岩倉市総合体育文化センター（以下「センター」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 センターに、センター長その他必要な職員を置くことができる。

第3条及び第4条 削除

(利用の手続)

第5条 センターを利用しようとする者は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書（様式第1）を岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、利用日の属する月の3月前からとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の申請を受理した場合は、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、岩倉市総合体育文化センター利用許可書（様式第2。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、センターを個人利用する場合は、使用料を納めて個人利用券（様式第3）又は回数券（様式第4）の交付を受けなければならない。

(許可の変更)

第6条 前条第3項の規定により許可を受けた者が許可書に記載された内容を変更して利用しようとするときは、利用日の10日前までに岩倉市総合体育文化センター利用変更許可申請書（様式第5）に許可書を添えて、教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更許可をする場合は、岩倉市総合体育文化センター利用変更許可書（様式第6）を交付するものとする。

(許可書の所持等)

第7条 第5条第3項又は第4項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の際、許可書、個人利用券又は回数券を所持し係員の要求があったときは、提示しなければならない。

(許可の取消し手続)

第8条 利用者（第5条第4項の規定により許可を受けた者を除く。）がセンターの利用許可の取消しを受けようとするときは、利用日の3日前までに岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書（様式第7）に許可書を添えて、教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者は、建物、設備、備品等を損傷若しくは滅失し、又は事故が発生したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（使用料の還付）

第10条 条例第11条の規定により使用料を還付する場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

（1）条例第11条第1号及び第3号に該当するとき。 100パーセント

（2）岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書が利用日の10日前までに提出されたとき。 100パーセント

（3）岩倉市総合体育文化センター利用許可取消承認申請書が利用日の3日前までに提出されたとき。 50パーセント

2 前項の規定により還付する場合は、岩倉市総合体育文化センター使用料還付通知書（様式第8）により通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受けた者は、岩倉市総合体育文化センター使用料還付請求書（様式第9）により還付を受けることができる。

（使用料の減額）

第11条 条例第12条の規定により、使用料を減額する場合は、別表のとおりとする。

2 使用料の減額を受けようとする者は、岩倉市総合体育文化センター利用許可申請書に岩倉市総合体育文化センター使用料減額申請書（様式第10）を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料を減額したときは、岩倉市総合体育文化センター使用料減額許可書（様式第11）を交付する。

（入場の制限）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、入場を禁止し、又は退場させることができる。

（1）他人に迷惑又は危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

（2）施設又は附属設備に損傷を加え、又は加えるおそれがある者

（3）その他管理上支障があると認めるもの

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、入場者の数を制限することができる。

（教育委員会の指示等）

第13条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、入場者に対し指示をし、又は使用中の施設に立ち入ることができる。

（遵守事項）

第14条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）所定の場所以外で火気を使用しないこと。

（2）所定の場所以外に出入りしないこと。

（3）許可を受けずに敷地内において、はり紙、物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

（4）他人に危害を与え、又は迷惑となる物品、動物等を携帯しないこと。

（5）前各号のほか、係員の指示に反する行為をしないこと。

（読替規定）

第15条 条例第14条第1項の規定により指定管理者がセンターの管理及び運営を行う場合は、第5条第1項中「岩倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、同条第2項ただし書及び第3項、第6条、第8条、第9条、第12条並びに第13条中「教育委員会」とあり、並びに様式第1、様式第2及び様式第5から様式第7までの規定中「岩倉市教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（雑則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成2年4月22日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第8号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の岩倉市総合体育文化センターの管理及び運営に関する規則の規定（第2条及び第4条を除く。）は、平成23年7月1日以降の利用に係る申請から適用する。

附 則（平成25年6月20日教委規則第1号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第11条関係）

センター（総合体育館、多目的ホール（冷暖房使用料含む。）、ふれあい会館）使用料減額率基準表

使 用 料 減 額 基 準		減免率
1	市又は市教育委員会が主催、共催又は主管する行事等に使用する場 合	100パーセント
2	市内の小中学校が教育の一環として使用する場 合	100パーセント
3	市体育協会又は市文化団体協議会が主催で年間計画に基づく行事等 に使用する場 合	100パーセント
4	市社会福祉協議会が主催で年間計画に基づく行事等に使用する場 合	100パーセント
5	県、県教育委員会、県中小学校体育連盟、県高等学校体育連盟、県 体育協会及び県文化協会連合会が主催する行事等に使用する場 合	100パーセント
6	指定管理者に管理の業務を行わせている場合において、当該指定管 理者が条例第2条に定める目的を達成するために必要な範囲で使用 する場 合	100パーセント
7	市が財政援助をする各種団体が主催する行事等に使用する場 合	50パーセント
8	市体育協会、市文化団体協議会の加盟団体又は市教育委員会の認定 を受けた文化活動団体がその活動のために使用する場 合	50パーセント
9	その他市長が公益上必要があると認める団体が使用する場 合	50パーセント

備考 使用料減額率基準表7、8及び9の減額については、1月に4回までとする。

様式第1～様式第11 略